

改正後	現 行
<p>第4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて (略)</p>	<p>第4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費にかかる経過措置について（経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費について）</u></p> <p><u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対してサービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、サービス利用支援費（Ⅰ）は1,611単位、サービス利用支援費（Ⅱ）は806単位、継続サービス利用支援費（Ⅰ）は1,310単位、継続サービス利用支援費（Ⅱ）は655単位（以下「旧単価」という。）を適用するものとし、この場合においては、初回加算は算定できないものとする。なお、旧単価を適用するサービスと改正後の単価を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費については、改正後の単価を算定するものとする。</u></p> <p>(5) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて (略)</p>

改正後	現行
<p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて (略)</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について (略)</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 特定事業所加算(Ⅲ)について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であるこ</p>	<p>(6) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて (略)</p> <p>(7) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について (略)</p> <p>(8) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 特定事業所加算(Ⅲ)について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であるこ</p>

改正後	現行
<p>と。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、<u>相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切</p>	<p>と。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、<u>相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとし、また、平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、カの規定は適用しない。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切</p>

改正後	現行
<p>な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>14 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技</p>	<p>な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>14 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技</p>

改正後	現 行
<p>法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>15・16 (略)</p>	<p>法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記26に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>15・16 (略)</p>